

掲載内容

第1章 総論

第1 遺産分割協議の意義

- 1 遺産分割の意義
- 2 遺産分割の手続
- 3 遺産分割協議の効力

第2 遺産分割協議における当事者の確定

- 1 相続となるべき者と相続順位
- 2 相続人の調査
- 3 相続権の喪失と変動
- 4 相続人の地位が争われる場合
- 5 相続回復請求権

第3 遺産分割協議における遺産の範囲と評価

- 1 遺産の範囲
- 2 遺産分割協議の対象財産
- 3 遺産の調査方法
- 4 遺産の評価
- 5 遺産の変動

第4 遺産分割協議の前提となる相続分の算定

- 1 法定相続分
- 2 特別受益
- 3 寄与分
- 4 遺産分割における相続分の考え方

第5 遺産分割協議と遺言・遺留分の関係

- 1 遺言制度の意義
- 2 遺言の方式と効力
- 3 遺言による財産処分と遺言の執行
- 4 遺留分
- 5 遺言と異なる遺産分割

第6 遺産分割の協議

- 1 遺産分割の時期
- 2 分割の基準
- 3 配偶者居住権
- 4 分割の方法
- 5 遺産分割協議書の作成

第7 遺産分割後の手続

- 1 名義の変更
- 2 遺産分割後の諸問題

第8 遺産分割と税務

- 1 納税義務者
- 2 課税財産の範囲
- 3 相続税額の計算
- 4 相続税の申告
- 5 その他の注意点

第9 涉外遺産分割

- 1 総説
- 2 裁判管轄
- 3 準拠法
- 4 涉外遺言

第2章 ケース別文例

第1 当事者関係

1 資格

- 1 共同相続人の中に代親相続人がいる場合
- 2 共同相続人の中に非嫡出子や養子がいる場合
- 3 被相続人の自筆証書遺言を認めた者を除いて遺産分割協議をする場合
- 4 第一順位の相続人が相続の放棄をし、次順位の者が遺産分割協議をする場合
- 5 「相続分なきことの証明書」を作成して所有権移転登記を行う場合
- 6 共同相続人が相続分を共同相続人以外の者に譲渡する場合

2 手続等

- 7 親権者が共同相続人である数人の未成年の子を代理して遺産分割協議をする場合
- 8 共同相続人の1人の生死が分からぬ場合
- 9 共同相続人の1人の行方が分からぬ場合
- 10 共同相続人の1人につき成年後見人をして遺産分割協議をする場合
- 11 共同相続人が遠隔地に住むため一堂に会して遺産分割協議書を作成するのが困難な場合

第2 遺産の範囲と評価

1 遺産の名義

- 12 被相続人名義の建物について、長男が生前贈与を受けたと主張する場合
- 13 兄名義の預金が被相続人の財産であると弟が主張する場合

2 使途不明金

- 14 相続開始の前後の使途不明金の取決めをする場合
- 15 遺産である不動産の評価を巡って意見の対立がある場合
- 16 遺産である株式の評価を巡って意見の対立がある場合

第3 遺言関係

1 遺言の存否・有効性

- 17 遺言の存否、要式性を巡る争いを解決する場合
- 18 遺言能力の有無を巡る争いを解決する場合

2 特定性・具体性に問題のある遺言がある場合

- 19 特定性・具体性に問題のある遺言がある場合
- 20 配偶者に介護費用を支払うことを条件とする遺贈を前提にした遺産分割をする場合
- 21 遺産分割協議後に自筆証書遺言が見つかった場合

2 遺産・相続人(当事者)の範囲

- 22 特定財産承継遺言(「相続させる」遺言)がある場合
- 23 相続分を指定した遺言を踏まえる場合
- 24 遺言の内容と異なる内容で遺産分割をする場合
- 25 遺言による認知や廃棄がなされた場合
- 26 持戻しを免除する遺言がある場合
- 27 遺留分侵害を合意で解決する場合

第4 寄与分・特別受益

1 寄与分

- 28 家業を無償で手伝った長男の寄与分を定めて遺産分割を行った場合
- 29 長期にわたる介護に努めた長男の妻の特別寄与料を考慮して遺産分割を行った場合
- 30 特別受益

- 30 持戻解除の意思表示があったことを前提に遺産分割を行う場合
- 31 結婚の際に支度金を受けた長女の特別受益を考慮して遺産分割を行う場合
- 32 各種相続財産の分割

1 積極財産

- (1) 不動産
- 32 配偶者居住権を設定する場合
- 33 不動産を現物分割(共有)する場合
- 34 農地を相続する場合
- 35 遺産分割と同時に土地の共有関係を解消する場合
- 36 遺産分割と同時に適度である土地の境界・通行につき合意をした場合
- 37 共有とする方法で収益物件の遺産分割をした場合
- (2) 動産・自動車
- 38 動産、自動車を相続する場合
- (3) 賃金債権
- 39 賃金債権、現金を相続する場合
- (4) 損害賠償請求権
- 40 交通事故の損害賠償請求権を相続する場合及び生命保険契約があった場合
- (5) 預貯金
- 41 預金等を相続する場合及び法定相続人でない者に寄付する場合

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

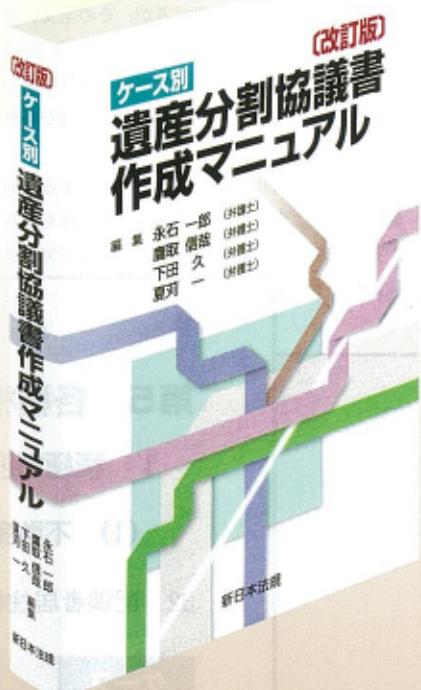
特別の寄与の制度
配偶者居住権の創設、
遺留分制度の見直し、
の創設等に対応！



〔改訂版〕

ケース別 遺産分割協議書 作成マニュアル

編集 永石 一郎 (弁護士)
鷹取 信哉 (弁護士)
下田 久 (弁護士)
夏莉 一 (弁護士)



A5判・総頁520頁

定価 5,500円 (本体 5,000円)
送料 460円

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信！

電子書籍も発売!!
(電子版)
定価 4,950円 (本体 4,500円)

新日本法規出版

f 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



第5 遺産分割協議と遺言・遺留分の関係

1 遺言制度の意義

遺言とは、遺言者の最終の意思表示について、その者の死亡とともに法的効果を生じさせる制度です。

遺言をするには、一定の判断能力が必要とされ（遺言能力）、遺言によってなし得る事項は法定されています。また、遺言には一定の方式が課されています。

もっとも、被相続人の死後、原則として相続人全員の合意があれば、遺言内容と異なる遺産分割が可能です。

2 遺言の方式と効力

(1) 方式

民法の定める遺言の方式には、普通方式として自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の方法があります（民967）。そのほか、特別の方式として、危急時遺言（民976）、隔絶地遺言（民977～979）の方法があります。

ア 自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押して作成された遺言のことをいいます（民968①）。ただし、自筆証書に遺産や贈贈の対象となる財産の目録を添付する場合には、その目録については、毎葉署名押印があれば自書を要しないこととされています（民968②）。

最も簡便で費用も掛からない方法である反面、内容が不明確になり無効となることがあります。遺言の存在を誰も知らず、又は一部の相続人が遺言書を破棄するなどの理由で遺言が実行されない、家庭裁判所の検認が必要であ

第5 各種相続財産の分割

1 積極財産

(1) 不動産

32 配偶者居住権を設定する場合

ケース

被相続人Aは、自己の単独名義で自宅の土地・建物を所有し、そこに妻Bと長年一緒に暮らしていたが、この土地・建物、賃貸マンションと若干の預貯金を遺して死亡した。被相続人の共同相続人は、B、長女C及び長男Dである。C及びDは、当初、Bに賃貸マンションの一室に移り住むよう提案したが、BはAとの思い出のある自宅で晩年を過ごしたいと言い張るので、最終的にCが自宅を、Dが賃貸マンションを取得することとし、Bの取得分を預貯金にどめるが、その代わりBには、配偶者長期居住権を取得させることにした。

キーワード：配偶者短期居住権、配偶者長期居住権

るか

居住建物の所有権を相続しない配偶者に、遺産分割協議にて、居住建物に居住させる権利を設定できるか	2 遺産分割協議によって配偶者長期居住権を付与する
配偶者長期居住権を設定した場合、同権利の評価額をいかに算出するか	3 配偶者長期居住権の財産評価額を算出する
配偶者長期居住権を設定した場合、どのような手続で登記を行うか	4 配偶者長期居住権の設定登記を共同申請する

文例

遺産分割協議書

被相続人A（令和〇年〇月〇日死亡、本籍地〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇）の遺産につき、共同相続人B、C及びDは、遺産分割協議の結果、被相続人の遺産を次のとおり分割した。

〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇〇〇
金〇万円（相続開始日の残高）

以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため、本協議書3通を作成し、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名	B
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名	C
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名	D

解説

1 配偶者に短期居住権があることを理解する

配偶者が被相続人の所有の建物に居住していた場合に、被相続人の死亡により、配偶者が直ちに住み慣れた居住建物を退去しなければならないとする、精神的にも肉

この点、判例（最判平8・12・17判時1589・45）によれば、被相続人の許諾を得て被相続人の所有の建物に居住する権利を配偶者に付与する場合、配偶者は被相続人の死後も、被相続人の所有の建物に居住する権利を有する（最高裁判所民事第二部判決、平成12年1月17日、大審院民事判決、平成12年1月17日）。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務本部 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東本社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.11)51001171

内容見本 (A5判縮小)

参考判例

○最判平8・12・17判時1589・45

共同相続人の1人が相続開始前から被相続人の許諾を得て遺産である建物において被相続人と同居してきたときは、特段の事情のない限り、被相続人と右の相続人との間において、右建物について、相続開始時を始期とし、遺産分割時を終期とする使用貸借契約が成立していたものと推認されるとした事例

[夏刈一]

(2) 動産・自動車

38 動産、自動車を相続する場合

ケース

被相続人Aは、自動車1台（相続開始時の時価は300万円。以下、括弧内の金額は同様の金額を示す。）のほか、壺（50万円）、絵画（100万円）、指輪（80万円）、ネックレス（60万円）及び腕時計（20万円）を残して死亡した。共同相続人の夫B、長男C及び長女Dは、遺産分割協議の結果、Bが自動車を、Cが壺及び絵画を、Dが指輪、ネックレス及び腕時計をそれぞれ取得することで合意した。

キーワード：動産、自動車

分割協議での問題点	協議書作成上のポイント
どのようにしてC、Dが取得する動産を特定するか	1 動産の記載方法を確認する
どのようにしてBが取得する自動車を特定するか	2 自動車の記載方法を確認する
対抗要件を具备するにはどうすればよいか	3 権利の承継の対抗要件を備える
自動車の名義を変更するにはどうすればよいか	4 自動車の移転登録（名義変更）手続を確認する

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。